

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ペリ	ペリ共和国政府に対する贈与に 関する日本国政府とペリ共和国 政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な同 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	350,000千円 -----	H28.3.7 パペコで (同日)	日本側 松原昭在・マリ大使 マリ側 アブドゥラライ・ジ ヨソア外務・国際協力・ アフリカ統合大臣	H28.4.1 92号
ペリ	食糧援助に関する日本国政府と ペリ共和国政府との間の交換公 文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	330,000千円 -----	H28.10.21 パペコで (同日)	日本側 黒木大輔在・マリ大 使 マリ側 アブドゥラライ・ジ ヨソア外務・国際協力・ アフリカ統合大臣	H28.11.2 428号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。